



金 沢 市 公 報

第 2 7 5 6 号

平成25年(2013年)3月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (市民参画課)	1
住民票の職権消除について (市民課)	2
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	2
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 名称の変更について (")	2
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 事業の廃止について (")	3
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの施術を担当させる者の指定について (")	3
生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施 術者の施術所の名称の変更について (")	3
生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施 術者の施術所の所在地の変更について (")	4
生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施 術者の施術所の廃止について (")	4
車両制限令の規定に基づく道路の指定及び当 該道路の通行方法について (道路管理課)	4

昭和52年告示第81号(金沢市出納取扱金融機 関について)の一部改正について(会計課)	5
昭和52年告示第82号(金沢市収納取扱金融機 関について)の一部改正について(")	5
公 告	
一般廃棄物処理計画のうち平成25年度の実施 計画について (リサイクル推進課)	5
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につ いて (環境指導課)	10
監査公表	
監査公表(第2号・第3号) (監査事務局)	10
農業委員会告示	
平成25年第3回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	12
公営企業告示	
昭和50年公営企業告示第1号(金沢市公営企 業出納取扱金融機関について)の一部改正に ついて (企業総務課)	13
昭和50年公営企業告示第2号(収納取扱金融 機関について)の一部改正について (")	13
公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建設課)	13

告 示

●金沢市告示第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
中屋町会	代表者の氏 名及び住所	中川 真二 金沢市中屋1丁目33番地	中川 稔 金沢市中屋1丁目66番地	平成25年1月1日
観音堂東町 会	代表者の氏 名及び住所	浅永 真市 金沢市観音堂町ル26番地7	松島 緑郎 金沢市観音堂町ル41番地9	平成25年1月1日

荒屋町住宅 団地町会	主たる事務 所の所在地	金沢市荒屋町イ179番地 1	金沢市荒屋町イ28番地 5	平成25年 1 月20日
	代表者の氏 名及び住所	田上 吉紀 金沢市荒屋町イ179番地 1	中山 良一 金沢市荒屋町イ28番地 5	
五郎島町会	代表者の氏 名及び住所	宮本 辰美 金沢市粟崎町ル27番地10	浜井 友弘 金沢市粟崎町ル27番地 7	平成25年 2 月 1 日
岸川町会	代表者の氏 名及び住所	穴田 英夫 金沢市岸川町チ67番地	南 外治 金沢市岸川町チ65番地 1	平成25年 2 月 1 日
三口町町会	代表者の氏 名及び住所	西尾 勝之 金沢市三口町木28番地	橋本 康二 金沢市三口町金67番地 3	平成25年 2 月 3 日
御所町一丁 目町会	代表者の氏 名及び住所	石田 晴一 金沢市御所町 1 丁目355番地	百万 武夫 金沢市御所町 1 丁目261番地	平成25年 3 月 3 日

●金沢市告示第32号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成25年 3 月13日に職権で削除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第 4 項の規定により告示します。

平成25年 3 月21日

金沢市長 山 野 之 義

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市長町 2 丁目 7 番20号	今 村 篤 人	男	昭和41年 6 月21日
金沢市片町 1 丁目 5 番32号	阿 部 明 美	女	昭和37年 3 月 4 日
金沢市春日町 3 番 3 号	森 内 英 夫	男	昭和33年 4 月16日
金沢市山の上町34番28号	川 原 康 博	男	昭和35年 1 月 2 日
金沢市法光寺町65番地 5	山 田 修 平	男	昭和60年 2 月10日
金沢市千木 1 丁目209番地	前 田 達 八	男	昭和32年 6 月21日
金沢市若宮町ホ31番地 1	田 中 智	男	昭和33年10月22日
金沢市増泉 2 丁目17番13号	太 田 正 利	男	昭和28年 3 月 2 日
金沢市泉が丘 2 丁目 1 番10号	井 川 昌 泰	男	昭和27年 8 月21日

●金沢市告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

平成25年 3 月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
めぐみクリニック	金沢市近岡町345番地 1	平成24年10月17日
西村眼科クリニック	金沢市高尾台 3 丁目12番地	平成25年 2 月 1 日

●金沢市告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後		
大場医院	さいとう内科医院	金沢市三馬1丁目400番地	平成25年2月1日

●金沢市告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
村中歯科医院	金沢市長町2丁目3番12号	平成24年6月30日
めぐみクリニック	金沢市粟崎町1丁目41番地1	平成24年10月16日
みどり薬局	金沢市高尾南2丁目183番地	平成24年11月30日
三千館薬局	金沢市高尾台1丁目87番地	平成24年12月19日

●金沢市告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地	
中村 克章	斉藤接骨院	金沢市中村町17番13号	平成25年1月4日
作田 祐亮	むさし町鍼灸接骨院	金沢市武蔵町8番12号	平成25年1月25日

●金沢市告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		所 在 地	変 更 年 月 日
	名 称			
	変 更 前	変 更 後		
堀 輝好	ほり接骨院	ほり鍼灸接骨院	金沢市平和町2丁目2番18号	平成24年7月17日

●金沢市告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所			変 更 年 月 日
	名 称	所 在 地		
		変 更 前	変 更 後	
川上 勝	かわかみ接骨院	金沢市横川5丁目445番地 Y S ビル101	金沢市横川4丁目191番地 1	平成25年1月4日

●金沢市告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃 止 年 月 日
	名 称	所 在 地	
齋藤 篤	齋藤接骨院	金沢市中村町17番13号	平成24年12月31日
大倉 敏夫	長町接骨院	金沢市中央通町7番28号	平成24年11月30日

●金沢市告示第40号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を指定し、及び同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第2項の規定により告示します。

平成25年3月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
1級幹線112号若宮・玉銚線	金沢市桜田町2丁目1番地先から金沢市桜田町2丁目6番地先まで
準幹線569号示野中・出雲線	金沢市桜田町2丁目6番地先から金沢市出雲町イ250番地先まで

2 指定する期日 平成25年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上及び縦寸法0.12

メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装
 その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の
 ないことを確認のうえ走行すること。

●金沢市告示第41号

昭和52年告示第81号（金沢市出納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から効力
 を有するものとします。

平成25年3月21日

金沢市長 山 野 之 義

「、金沢市病院事業特別会計」を削る。

●金沢市告示第42号

昭和52年告示第82号（金沢市収納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から効力
 を有するものとします。

平成25年3月21日

金沢市長 山 野 之 義

「、金沢市病院事業特別会計」を削る。

公 告

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）第7条の規定により、一般廃棄物処理計
 画のうち平成25年度の実施計画を次のとおり公表します。

平成25年3月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 実施期間
 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 2 処理区域
 金沢市全域
- 3 収集処理
 - (1) し尿を除く一般廃棄物
 発生量（見込み）

区 分		発 生 量	合 計
市 の 関 与 量	燃 や す ご み	137,473トン/年	173,325トン/年
	不 燃 ・ 粗 大 ご み	16,470トン/年	
	資 源 回 収 ご み	10,242トン/年	
	水 銀 含 有 ご み	135トン/年	
	集 団 回 収 ご み	9,005トン/年	

収集・運搬及び処理方法

ア 廃棄物を排出する者の区分による処理方法

(ア) 一般家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）

区 分	収 集 ・ 運 搬	収集回数及び収集方法等	処理方法
燃 や す ご み	直 営 ・ 委 託	週2回 ステーション収集	焼却
	自 己 搬 入	平日随時受入れ（事前予約 必要）9時～15時	

不燃・粗大ごみ	埋立ごみ	直営・委託	月1回 ステーション収集	破碎・資源化・ 焼却・埋立
	粗大ごみ	直営	随 時 有料戸別収集	
	多量ごみ	直営	随 時 有料戸別収集	
	自 己 搬 入		平日随時受入れ 8時30分～16時30分	
資源回収ごみ	空き缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ及びフロン回収製品	直営・委託	月2回 ステーション収集	資源化
	空き瓶	直営・委託	月1回 ステーション収集	
	金属	直営・委託	月1回 ステーション収集	
	自 己 搬 入		土日のみ随時受入れ 10時～16時	
水銀含有ごみ	直 営・委 託		月2回 ステーション収集	資源化
	自 己 搬 入		土日のみ随時受入れ 10時～16時	

ごみの収集は、昼間収集とする。ただし、燃やすごみについては、市内中心部の一部の地域で早朝の時間帯に収集する。

粗大ごみ及び多量ごみは、戸別収集受付センターへ申込みをした後、「ごみ処理券」を貼り、所定の場所へ出すものとする。

燃やさないごみの収集日には、埋立ごみ、金属（全体の80パーセント以上が金属でできているもの、大きい缶（一辺の長さが25センチメートル以上のもの）、小型家電類）及びライターを収集する。

資源回収ごみの収集日には、空き缶（一辺の長さが25センチメートル未満のアルミ缶・スチール缶）、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ及びフロン回収製品（除湿機）並びに水銀含有ごみを収集する。

また、瓶の収集日には、空き瓶を無色透明、茶色及びその他の色の3分別で収集する。

廃家電製品のうち、エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機は収集しない。

また、家庭用使用済パソコン及び二次電池はメーカー等の自主回収による。

市の定める排出禁止物は収集しない。

資源回収ごみ及び水銀含有ごみの資源化については、民間処理施設に委託する。

(イ) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）

区 分	収集・運搬	収集回数及び収集方法等	処理方法
燃 や す ご み	許可業者	随時有料戸別収集	焼却
	自己搬入	随時受入れ	
不燃・粗大ごみ	許可業者	随時有料戸別収集	埋立
	自己搬入	随時受入れ	
資源回収ごみ	許可業者	随時有料戸別収集	資源化

イ 廃棄物を排出する際の原則

(ア) 家庭から排出されるごみは、分別して、決められた日時に、決められた場所に出すこと。

(イ) 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者が自己処理し、又は許可業者に依頼して適正に処理すること。

(ウ) 排出に使用のごみ袋は、全て半透明ごみ袋を使用すること。

一般廃棄物の発生及び排出抑制

ア ごみの発生抑制の推進

・市民・事業者との協働による減量活動の推進

- ・家具及び自転車のリユース（再使用）の拡大
- ・子育て支援リユース市（洋服、おもちゃ）の開催など
- イ ごみ・環境等に関する意識啓発
 - ・地域説明会の実施
 - ・かなざわエコフェスタの開催
 - ・循環型社会推進のための子ども啓発事業
 - ・学生との3R推進パートナーシップ事業（「金沢のごみを考える」学生連絡会）など
- ウ 家庭・地域でのごみ減量化活動への支援
 - ・家庭用生ごみ処理機設置助成
 - ・ダンボール・コンポストの普及促進
 - ・生ごみリサイクル循環システムの構築など
- エ 事業所でのごみの減量化への指導・支援
 - ・事業所への指導及び大規模事業所における減量化計画書の提出
 - ・多量廃棄物排出事業所への実態調査及び指導
 - ・研修会の実施
- オ 不法投棄防止対策
 - ・5月30日（ごみゼロの日）から1週間の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に不法投棄撲滅キャンペーンを実施
 - ・11月の「金沢市不法投棄防止強化月間」に街宣パトロールなどを実施
 - ・監視カメラによる不法投棄の抑制と行為者の特定
- カ 顕彰制度等の推進
 - ・いいね金沢環境活動賞
 - ・小学生を対象にした「ポスターコンクール」
- 資源化の方法
- ア 町会等の協力を得て分別排出の徹底を図るとともに、資源ごみ（一部）の収集量に応じて奨励金を校下町会連合会へ交付
- イ 古紙の集団回収量拡大のため、登録団体（学校、育友会等）と町会等の連携強化を図るとともに、奨励金を交付
- ウ 家庭における資源ごみの保管負担を軽減し、資源化を一層推進するため、商業店舗の駐車場を活用した回収拠点地を設置
- エ 事業活動に伴って排出されるペットボトル及び容器包装プラスチック等を、産業廃棄物として資源化处理を行うよう事業所への指導を徹底
- オ 事業所で自己の飲食用として持ち込んだペットボトルなどの資源ごみについて、家庭への持ち帰りの推進
- 収集・運搬計画
- ア 収集区域
 - 金沢市全域
- イ 収集・運搬をする一般廃棄物の量（見込み）

区 分		廃棄物の量	
市 関 与 量	家庭系廃棄物	燃 や す ご み	87,506トン/年
		不 燃 ・ 粗 大 ご み	5,009トン/年
		資 源 回 収 ご み	10,232トン/年
		水 銀 含 有 ご み	135トン/年
		計	102,882トン/年
	事業系廃棄物	燃 や す ご み	49,967トン/年
		不 燃 ・ 粗 大 ご み	11,461トン/年
		資 源 回 収 ご み	10トン/年
		計	61,438トン/年
	合 計		164,320トン/年

施設概要

ア 中間処理施設

(ア) 焼却処理施設

名 称	西部環境エネルギーセンター	東部環境エネルギーセンター
所 在 地	金沢市東力町八3番地1	金沢市鳴和台357番地
型 式・形 式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	340トン/日	250トン/日
炉 数	170トン/日×2基	125トン/日×2基

(イ) 破碎処理施設

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保八604番地
処 理 内 容	不燃・粗大ごみの破碎・選別
処 理 能 力	66トン/日

(ウ) 資源化施設

(a) 金属缶・ペットボトル

名 称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台432番地
処 理 内 容	金属缶の選別・圧縮 ペットボトルの選別・圧縮・梱包	
処 理 能 力	12トン/日	12トン/日

それぞれ、瓶、水銀含有製品の保管施設を併設

(b) 容器包装プラスチック

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保八604番地
処 理 内 容	容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包
処 理 能 力	25トン/日

イ 最終処分場

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保八48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	1,227,000立方メートル

(2) し尿

発生量(見込み)

区 分	発 生 量	合 計
し 尿	1,919キロリットル/年	11,096キロリットル/年
浄化槽汚泥等	9,177キロリットル/年	

収集・運搬及び処理方法

区 分	収 集・運 搬	処 理 方 法
し 尿	許可業者	固液分離及び好気性生物処理
浄化槽汚泥等		

収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする量(見込み)及び方法

区 分	廃棄物の量	収集回数	収集方法
し 尿	1,919キロリットル/年	定期収集	有料戸別収集
浄化槽汚泥等	9,177キロリットル/年		
合 計	11,096キロリットル/年		

施設概要

ア 一次処理

名 称	西部衛生センター
所 在 地	金沢市東力町八3番地1
処 理 方 式	固液分離処理
処 理 能 力	195キロリットル/日(生し尿35キロリットル/日、浄化槽汚泥160キロリットル/日)

イ 二次処理

名 称	西部水質管理センター
所 在 地	金沢市東力町八272番地
処 理 方 式	好気性生物処理
処 理 能 力	110,000立方メートル/日

ウ 焼却処理

名 称	西部環境エネルギーセンター
所 在 地	金沢市東力町八3番地1
型 式 ・ 形 式	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	340トン/日
炉 数	170トン/日×2基

エ 最終処分

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保り48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	1,227,000立方メートル

4 その他

(1) 金沢市廃棄物総合対策審議会

廃棄物の総合的な対策の確立に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量化、適正処理その他必要がある事項について審議する。

(2) 金沢市廃棄物対策推進員

市民からごみ問題に関する意見を広く求め、廃棄物の減量化及び適正処理の推進のため、市民と行政のパイプ役として本市の施策への協力その他の活動を行う。

(3) 金沢市不法投棄防止対策員

山間部及び海岸部における不法投棄の早期発見、早期対応及び不法投棄未然防止を図るため、定期的な巡回及び監視を行う。

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成25年3月21日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
7	北研エンジニアリング株式会社	金沢市松島3丁目79番地	平成25年3月1日

監 査 公 表

●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成25年3月21日

金沢市監査委員	篠	田	健	
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	高	村	佳	伸
金沢市監査委員	田	中		仁

第1 監査の概要

1 監査の対象部局及び実施期間

監 査 の 対 象 部 局 等		実施期間
環 境 局	環境政策課、リサイクル推進課、環境指導課	平成24年6月8日 、 平成25年3月6日
都 市 整 備 局	都市計画課、景観政策課、緑と花の課、市街地再生課 定住促進部 住宅政策課、市営住宅課、建築指導課	
土 木 局	道路建設課、道路管理課、内水整備課、営繕課	
危 機 管 理 監	危機管理課	
教 育 委 員 会	学校教育部 教育総務課、学校職員課、学校指導課、市立工業高等学校事務局 生涯学習部 生涯学習課、図書館総務課 教育プラザ富樫 地域教育センター	
議 会 事 務 局	総務課	

2 監査を執行した監査委員

篠田 健、中島秀雄、高村佳伸、田中 仁

なお、田中 仁は平成24年6月22日に就任した。

3 監査の範囲

平成24年度における財務に関する事務（ただし、必要と認められた平成23年度以前の事務を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) その他必要と認める項目

5 監査の方法

財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を必要とする事項等があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 収入に関する事務

(1) 行政財産目的外使用許可事務

[指摘事項 (改善を必要とする事項)]

解雇等により住居の退去を余儀なくされる者に対する市営住宅の一時的な目的外使用許可については、正式入居者との公平性の観点からも、その取扱いに適正を期す必要がある。

【市営住宅課】

(2) 債権管理事務

[改善意見 (改善が望まれる事項)]

市営住宅使用料について、私法上の債権とされていることから、債権管理のあり方を見直すことが望まれる。

【市営住宅課】

(3) 延滞金徴収事務

[改善意見 (改善が望まれる事項)]

市営住宅使用料に係る延滞金の徴収について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、一層強化することが望まれる。

【市営住宅課】

●金沢市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年3月21日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	高	村	佳伸
金沢市監査委員	田	中	仁

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成25年3月1日
- (2) 措置を講じた部局等 都市政策局歴史文化部文化政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日（平成19年監査公表第14号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
・（財）金沢芸術創造財団ホール自主事業補助金 意見 実施する自主事業内容の見直しが必要である。	自主事業については、公益性の高い「参加・育成型」を中心に実施することとし、内容の見直しを行った。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成25年3月1日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局長寿福祉課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年4月8日（平成21年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・金沢市生きがい情報作業センター施設管理運営費 意 見</p> <p>生きがい情報作業センターにおいては、現状の活動が民間施設と競合しており、費用対効果の観点から、当該施設とその事業の存続を含め、抜本的見直しについて検討する必要がある。</p>	<p>生きがい情報作業センターについては、施設の設置目的と実態が異なっていることをふまえて、平成23年度末の指定管理期間の終了に合わせて廃止した。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成25年3月1日
- (2) 措置を講じた部局等 消防局消防総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年4月11日（平成24年監査公表第6号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・積立金の残高に関する監査について 意 見</p> <p>消防団の管理責任の軽減という観点から、積立金についても消防団からの希望に応じて、消防局による定期監査の対象とすることが望ましい。</p> <p>・消防力の維持に関する監査について 意 見</p> <p>消防団の消防力が適正に維持されているかという観点から、消防団監査等において、個々の団員の出勤状況についても把握すべきである。</p>	<p>平成24年度の消防団定期監査から、積立金の残高等についても監査の対象とすることで、消防団の管理責任の軽減を図った。</p> <p>消防団員の災害時及び平時における出勤状況については、平成24年度から管理簿冊を整備し、また、平成25年度より消防団定期監査の対象とすることとした。</p>

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成25年3月1日
- (2) 措置を講じた部局等 消防局予防課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年4月11日（平成24年監査公表第6号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・検査済証伺いについて 指 摘</p> <p>検査済証の交付に際して、二重審査を行うなど、文書管理上のミス防止する仕組みを構築する必要がある。</p>	<p>平成24年度から、文書の記載ミス防止するため、複数の職員によるチェック体制を整備した。</p>

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成25年第3回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月21日

金沢市農業委員会
会長 朝 倉 忍

1 日時

平成25年3月27日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第1項に規定する承認、変更及び廃止の申請について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定について
- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

 公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第8号

昭和50年公営企業告示第1号（金沢市公営企業出納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から効力を有するものとします。

平成25年3月21日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

「金沢市公営企業出納取扱金融機関について」を「金沢市企業局出納取扱金融機関について」に改める。

本文中「金沢市公営企業出納取扱金融機関」を「金沢市企業局の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱う金沢市企業局出納取扱金融機関」に改める。

●金沢市公営企業告示第9号

昭和50年公営企業告示第2号（収納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から効力を有するものとします。

平成25年3月21日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

「金沢市公営企業出納取扱金融機関について」を「金沢市企業局収納取扱金融機関について」に改める。

本文中「収納取扱金融機関」を「金沢市企業局の業務に係る公金の収納事務の一部を取り扱わせる金沢市企業局収納取扱金融機関」に改める。

●金沢市公営企業告示第10号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成25年3月21日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成25年4月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 高柳町の一部
 - (2) 上辰巳町の一部
 - (3) 大友町、北森本町、忠縄町、近岡町、副都心北部大友土地区画整理事業地、副都心北部直江土地区画整理事業地及び二日市町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

- 位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
- (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町八272番地
名称 西部水質管理センター
- (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

平成25年(2013年)3月21日 印刷
平成25年(2013年)3月21日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄